

## みずほ証券株誤発注事件判決要旨

平成25年7月24日東京高等裁判所第22民事部判決

裁判長 加藤新太郎, 裁判官 竹内純一, 裁判官 長谷川浩二

事件番号・事件名 平成22年(ネ)第481号, 同第1267号, 同第1268号 損害賠償請求控訴,  
同附帯控訴, 原状回復を命じる裁判の申立事件

原審 東京地裁平成21年12月4日民事43部判決

### 当事者

控訴人兼附帯被控訴人 みずほ証券株式会社(控訴人, みずほ証券)

被控訴人兼附帯控訴人 株式会社東京証券取引所(被控訴人, 東証)

### 【判決主文】

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 本件附帯控訴に基づいて原判決を次のとおり変更する。
  - (1) 被控訴人は, 控訴人に対し, 107億1212万8508円及びこれに対する平成17年12月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (2) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 民訴法260条2項の規定による裁判を求める申立て
  - (1) 控訴人は, 被控訴人に対し, 3億4243万6187円及びこれに対する平成21年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - (2) 被控訴人のその余の申立てを棄却する。
- 4 訴訟費用(前項の裁判に関する費用を含む。)は, 第1, 2審を通じてこれを4分し, その1を被控訴人の負担とし, その余を控訴人の負担とする。

### 【判決要旨】

#### 1 本件請求

本件は, 平成17年12月8日, 東証が開設する証券市場において, ジェイコム株式会社の株式

(本件銘柄)につき、みずほ証券従業員が顧客から委託を受けて、「61万円1株」の売り注文をするつもりで、「1円61万株」と誤発注し、その後取消注文をしたが、東証の売買システムでは処理されなかったため売却損が生じたと主張して、みずほ証券が東証に対し415億円余の損害賠償請求をしたものである。

一審判決は、みずほ証券に107億1212万8508円の損害賠償請求(他に遅延損害金)を認めた。みずほ証券は、これを不服として控訴し、東証は附帯控訴をした。

東証は、一審判決による仮執行宣言に基づき、平成21年12月18日、みずほ証券に対し、損害賠償金と遅延損害金の計132億1313万1960円を支払っており、当審において民訴法260条2項の規定による裁判を求めている。

## 2 東証・みずほ証券間の取引参加者契約

みずほ証券は、証券市場を開設する東証との間で取引参加者契約(本件取引参加者契約)を締結した東証の取引参加者である。みずほ証券は、本件取引参加者契約に基づき、東証の提供する電子計算機を利用した取引システム(本件売買システム)を利用する形態により、取引に参加する資格を取得した。

取引参加者契約により、東証は、取引参加者に対して、適切に注文処理ができるコンピュータ・システムを提供する債務を負う。しかし、本件取引参加者契約には、「当取引所は、取引参加者が業務上当取引所の市場の施設の利用に関して損害を受けることがあっても、当取引所に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない」という免責規定の定めがある(本件免責規定)。この定めは、証券取引所と証券業者との関係に由来するリスク配分の考え方に基づくもので、一定の合理性がある。その結果、東証は、債務不履行により取引参加者に損害を与えた場合には、故意又は重過失がある場合に限り、損害賠償責任を負うこととなる。したがって、みずほ証券は、東証の重過失による債務不履行であることを主張立証することが必要になる。

## 3 本件売買システムの不具合と東証の債務不履行責任

みずほ証券は、誤発注の後、本件売買システムに本件売り注文の取消注文をしたが、本件売買システムのコンピュータプログラムに瑕疵(バグ)があり、取消注文の効果が生じなかった

(本件不具合)。本件不具合は、逆転気配の契機となった一部約定対象注文を被取消注文として取消待ちとなる取消注文が入力されると、判定条件の誤りによって全部約定対象注文と判定され、被取消注文の検索・取消処理に至らずに取消注文の処理が終了してしまうというものであった。

本件売買システムにはバグが存在し、取消注文の処理がされなかったから、東証の負う適切に取消注文処理ができるコンピュータ・システムを提供する債務の不履行があった。したがって、東証には債務不履行責任が生じるが、重過失があると認められなければ、損害賠償責任を負うことにはならない。

#### 4 東証は免責されるか—本件免責規定の適用

東証に重過失があると認められるためには、売買システムのコンピュータプログラムのバグができるのを回避すること、発見・修正することが、可能でありかつ容易であることを要する。しかし、この点について専門家の意見は相反しており、本件バグの発見等が容易であるとは認められない。したがって、東証に重過失があるとはいえず、東証は、本件免責規定によって損害賠償責任を免れることになる。

#### 5 東証の不法行為責任—売買停止義務の存在

東証は、業務規程 29 条 3 号により売買管理上「公益及び投資者保護」の観点から売買を継続して行わせることが相当ではない場合、例えば、売買の状況に異常があり、又はそのおそれがある場合には、売買停止措置を講じる権限が付与されているが、証券取引法の趣旨・目的からかかる権限を適切に行使する義務（売買停止義務）も負う。そして、東証は、裁量の範囲を逸脱して売買停止義務に違反して第三者に損害を与えた場合には、不法行為を構成する。

本件において、東証は、遅くとも午前 9 時 33 分半ば過ぎの時点で、本件銘柄の売買の状況につき、市場における円滑な流通を阻害する異常があることを認識することができた。東証は、この認識をもとに公益及び投資者保護のために、売買停止に必要な手続を取るべきであった。そして、その後の売買停止オペレーションの実行に要する時間 1 分程度を考慮しても、遅くとも午前 9 時 35 分までには、本件銘柄の売買停止が可能であった。

そうすると、東証は、その時点において売買停止義務を負っていたにもかかわらず、裁量の

範囲を逸脱した義務違反があったというべきであり、不法行為を構成する。

もっとも、契約上の免責規定は、当該契約当事者間における不法行為責任にも適用される。したがって、東証の不法行為についても、本件免責規定によって、軽過失は免責されるが、故意・重過失がある場合には、その責任を免れない。そして、東証の午前9時35分の時点における売買停止義務違反は、著しい注意義務違反、すなわち重過失であったと認めることができるから、東証はその責任を免れない。

## 6 損害と過失相殺

東証の不法行為によってみずほ証券に生じた午前9時35分以降の売却損、取引参加料金、クリアリング機構清算手数料の損害は、150億1732万6441円である。

みずほ証券従業員が、本件売り注文において株数と株価を取り違えて「61万円1株」を「1円61万株」と誤り、警告表示を無視して誤発注したことは、証券会社従業員としてそれ自体不注意極まりない。その背景には、みずほ証券の発注管理体制の著しい不備、従業員の勉強不足とみずほ証券の指導欠如がみられる。

みずほ証券のこのような落ち度は重大であるが、東証の売買停止義務違反も重過失であることを考慮すると、損害の公平な分担という観点からは、みずほ証券につき少なくとも30%の過失相殺をするのが相当である。

150億1732万6441円から30%の過失相殺をすると、105億1212万8508円となる。これに、弁護士費用2億円を加えると、みずほ証券の損害額は、107億1212万8508円となる（これに対する不法行為の日である平成17年12月8日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金加わる。）。

## 7 民訴法260条2項の規定による裁判を求める申立てについて

東証は、1で述べたとおり、原判決による仮執行宣言に基づき、平成21年12月18日、みずほ証券に対し、合計132億1313万1960円を支払った。本判決により東証がみずほ証券に支払うべき額と本件支払との差額は、3億4243万6187円となるから、みずほ証券は、東証に対し、原状回復としてこれを支払う義務がある（注）。

(注) 一審判決、本判決ともに、みずほ証券に認めた損害賠償額は、107 億 1212 万 8508 円である。それにもかかわらず、東証がみずほ証券に支払うべき額と本件支払との差額として、3 億 4243 万 6187 円が生じたのは、一審判決が、遅延損害金の一部について利率を年 6 分としたのに対し、本判決は遅延損害金について利率を年 5 分としたことによるものである。

以 上